



橋形クレーンが擁壁に接触、 擁壁が転倒し、運転者が下敷き

★災害発生状況

被災事業場は、コンクリート製品の製造を業とし、様々な製品を製造し、販売しているが、その製品の一つに大型L型擁壁（高さ3.5m、幅1.93m、重さ約3t、以下「擁壁」という。）がある。

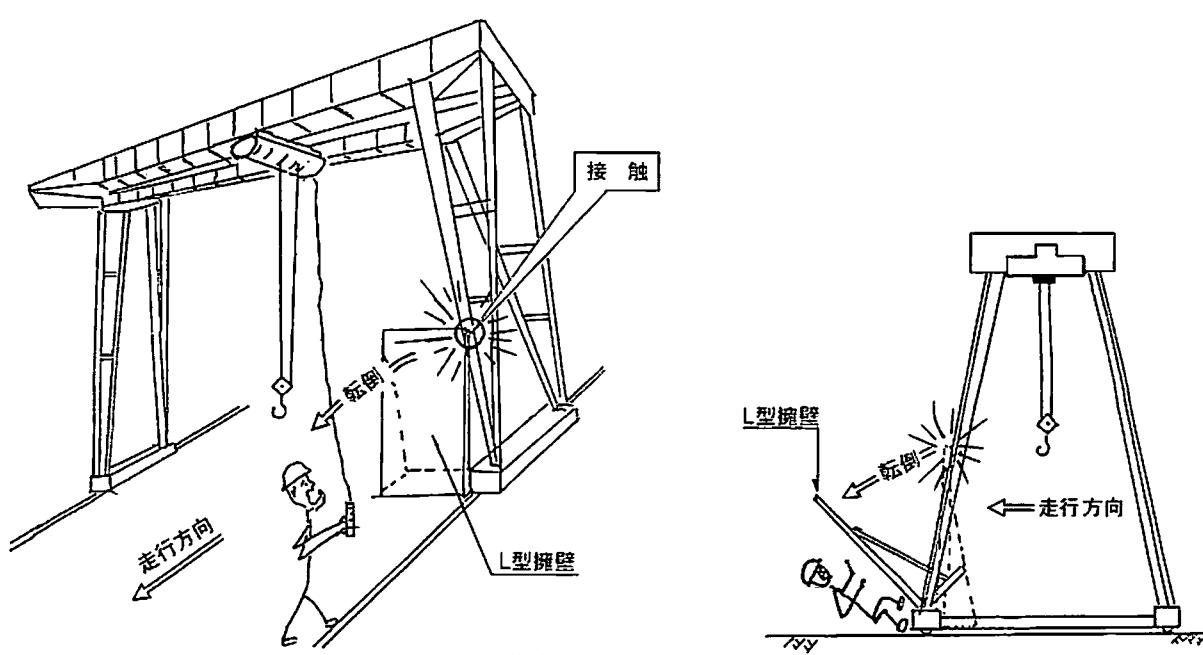
本災害は、この擁壁の整理・移動作業に伴って発生したもので、概要は次のとおり。

被災当日は、午前8時より工場長の安全衛生講話、安全ミーティング、体操等を実施した後、作業員はそれぞれの職場に就き作業を開始した。

被災者の作業は、当日の出荷予定となっている各種の製品をフォークリフトや橋形クレーン（つり上げ荷重10.084t、揚程8m、走行レール長さ140m、以下「クレーン」という。）で構内製品置場に移動・仮置きなどの整理をしていた。作業は単独であった。

午後も同様の作業に従事していたが、午後1時45分頃、作業員Tがクレーンの運転が停止し、擁壁が倒れているのに気付き、さらには、被害者が見えないので、工場事務所に連絡をとるとともに他の作業員に協力を求め、近くを見たら、被害者が仰向けの状態で擁壁の下敷きになっているのを発見。直ちに、擁壁に玉掛けをし、引き起こし被災者を救出し、病院に収容したが、約1時間後に死亡したもの。

なお、クレーン脚部の地上3.5mのところに擁壁が接触したものと思われる傷が付いていた。また、倒れた擁壁の頂部が破損しており、当該箇所には、黄色のペンキ（クレーンの塗装と同色）が付着していた。また、クレーンのフックには、玉掛け用ワイヤロープが掛かっていた。



災害発生時の概略図

★発生原因

本災害は、前述のとおり被災者の単独作業で目撃者がいないことから、原因等は推定の域を脱しないが、発生現場の状況等より次のように考えられる。

(1) 被災者が、当該擁壁を玉掛けのうえ、クレーンでつり上げ移動し、所定の位置で下ろし、玉掛け用ワイヤロープを外した。ところが、下ろした位置がクレーンの脚部、つまり走行レールに寄せ過ぎたため、次の作業のためクレーンを走行・移動の際、クレーン脚部（地上3.5mのところ）が擁壁の頂部に接触し、そのまま押され転倒したものと思われること。

(2) 被災者の運転位置が擁壁に近づき過ぎていたため、擁壁が転倒した際、これを避けきれず下敷きになった。

(3) クレーン脚部の形状と擁壁の高さ等位置関係で、走行中、擁壁への接触防止について安全教育が徹底していなかったこと。

★再発防止対策

(1) クレーンの構造（脚部の形状）に配慮し、走行中、クレーン脚部とL型擁壁との接触する危険区域を設定し、その旨区画・表示し、当該区域には擁壁を置かないこと。

(2) クレーン運転者は、荷に近づき過ぎないよう安全な距離を維持するとともに、クレーンの走行時はクレーン（の後）について歩くようにして運転させること。

(3) クレーン運転者など関係作業員に安全衛生教育の徹底を図ること。

なお、安全確認をより確実なものとするため、指差呼称を取り入れること。